

松阪市 土日完全週休2日制工事（発注者指定型／月単位）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、就業者の高齢化と若年者の入職減少が進むなか、将来の担い手の確保が重要な課題となっており、建設現場の就労環境の改善による担い手の確保が期待されている。

就労環境改善の取組みとして、土曜日及び日曜日を工事現場の閉所日とする取組みを試行的に行う。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下、「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成届の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%であることをいう。以下、同じ。）以上であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場制作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合においては、次の期間も対象期間から除く。

- ・暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月（別紙2の②）
- ・発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る。）を行った日（別紙2の③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、すべての工事を対象とする。ただし、以下の工事については対象外とする。

- ① 契約工期が70日未満の工事（繰越手続き完了後に工期延長が可能であることを特記仕様書に明記している場合は、延長を前提とした工期を契約工期とする。）
- ② 現場閉所困難な工事
 - ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
 - ・その他、発注者が週休2日制工事として実施することが困難と判断した工事

(入札公告への明示)

第4条 発注者は入札公告において、土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項については、特記仕様書に定める。

(受注者の取組内容)

第5条 受注者は、対象期間中の月毎、及び対象期間終了後に現場閉所の状況を監督員に報告すること。

- 2 受注者は、下請業者に対し、週休2日の取組にあたり必要な事項について協力を依頼すること。

(経費の計上)

第6条 週休2日に関する経費は、当初積算時に月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

- 2 工事の精算にあたり、月単位の週休2日を達成できなかった場合は、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示によるものを除く。）のため現場閉所日を平日に振り替える場合は、原則、前後2週間以内の平日へ振り替えるものとし、現場閉所日数の算定においては、実際に閉所した月において算定すること。（別紙2の④）

(現場閉所に係る調査)

第7条 週休2日の現場閉所について疑義がある場合は、発注者は受注者に対し出勤簿等の提出を求めるなど、現場閉所に係る調査をすることがある。

(工事成績評定における評価等)

第8条 対象期間内におけるすべての土曜日と日曜日を現場閉所することができた場合、工事竣工検査評定書(2. 施工計画及び工程管理)において加点評価をする。ただし、対象期間が28日未満のものは除く。

なお、発注者の指示による土日作業(同一週内での指示によるものを除く。)のため現場閉所日を平日に振り替える場合、工事成績評定の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。(別紙2の④)

発注者は、受注者が週休2日を達成できなかった場合において、原則、文書による是正指示や当該工事に係る検査評定の減点対象としないものとする。

(その他)

第9条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会^{※3}」が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されており、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

【別紙1 補正係数】

- ・労務費 : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.02
- ・現場管理費率 : 1.03

市場単価の経費補正については下記の補正係数を乗じる。

名称	市場単価 補正係数
底面工	1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付	1.02
防舷材取付	1.02
車止・縁金物取付	1.02
係船柱撤去	1.02
防舷材撤去	1.02
車止撤去	1.02
電気防食取付	1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02
防水目地板取付工（水中施工）	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01
ペトロラタム被覆	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02

【漁港漁場関係工事編】

名称	市場単価 補正係数
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		月単位
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
構成排水溝設置工		1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02

【漁港漁場関係工事編】

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		月単位
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用養生マット工（養生マット工）		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02
フレア溶接工		1.02
H型ボラード設置工		1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02
	作業車	1.02

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。(A月、B月)

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日 (土日日数)}}{30 \text{ 日 (対象日数)}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日 (土日日数)}}{9 \text{ 日 (対象日数)}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
(C月)

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

- ③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

・ D月16日の指示でD月20日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行ってれば、4週8休以上の達成とみなす

土日日数8日 ⇒ 土日日数7日
緊急対応除く

※ 月単位及び工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E月							F月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5 指示日	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

・ E月の現場閉所日としてみなす

・ F月の現場閉所日としてみなす
(E月の現場閉所日としない)

※E月の4週8休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。